

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

屋久島町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 屋久島町地域

(1) 現況

本町は、鹿児島市の南方約130kmの海上に浮かぶ円錐形の島で、平坦地が少なく、ほ場は海岸線沿いに帯状に形成されている。全体的に1ほ場当たりの区画面積が狭い。そのような中でぼんかん、たんかんの果樹栽培をはじめ、ばれいしょ、実えんどう、かんしょ等の畑作栽培、お茶、畜産の営農が営まれている。生産条件を向上させるため、水路、農道等の整備を行ってきたが、整備からかなりの年数が経過し、また、過疎化、高齢化の進行に伴う集落機能の低下もみられる。今後も継続的な農業振興を図るためには、農地や農道・水路等の農業用施設、農村環境を地域共同活動により適切に保全管理することが必要である。また、近年は食の安全が重視されており、品質や環境負荷の軽減に配慮した農業経営が求められている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号(多面的機能支払交付金)に掲げる事業により、農地や農業用施設、農村環境の保全を促進するとともに、法第3号第3項3号(環境保全型農業直接支払交付金)に掲げる事業により、環境と調和した農業を推進し、農業・農村の多面的機能の発揮の促進を図る。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	屋久島町区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

基本方針に定める、県及び市町村、農業団体等の多様な主体が参画して、地域の実情を踏まえた支援を行う推進組織に参画する。